

吉野川市国民健康保険税計算方法

国民健康保険は使用目的に応じて、①医療分、②後期高齢者支援金分、③介護分の3つの区分に分かれています。それぞれの区分において△所得割、□均等割、□平等割の税率等で計算し、合計したものが国民健康保険税の年税額となります。

- ①医療分・・・医療費の給付などに充てられる財源
 ②後期高齢者支援金分・・・後期高齢者医療制度を支えるための支援金
 ③介護分・・・介護保険の財源となる介護納付金分（40歳～64歳の介護2号被保険者の方のみご負担いただくもの）

- △所得割・・・国保加入者の前年中の所得に応じて計算
 □均等割・・・国保加入者一人につきいくらかと計算（未就学児は5割で計算）
 □平等割・・・一世帯につき計算

※所得割に用いる所得=前年中の総所得金額等－基礎控除（令和7年度は43万円）

（計算式）下の各項目を組み合わせると一世帯の保険税額が決まります。

(計算式)下の各項目を組み合わせると一世帯の保険税額が決まります。						国保税年税額 ①+②+③	
区 分			令和7年度税率等				
① 医療分	所得割 加入者の所得()円	×	8.90%	➡ 円()円	➡	医療分の保険税計	
	均等割 世帯の加入者数()人	×	1人につき※1 30,500円	➡ 円()円		①	
	平等割 世帯につき計算		1世帯につき 20,800円	➡ □ 20,800円		限度額66万円	
② 後期高齢者支援金分	所得割 加入者の所得()円	×	3.00%	➡ 円()円	➡	後期高齢者支援金分の保険税計	
	均等割 世帯の加入者数()人	×	1人につき※1 12,000円	➡ 円()円		②	
	平等割 世帯につき計算		1世帯につき 7,600円	➡ □ 7,600円		限度額26万円	
③ 介護分 (40～64歳)	所得割 加入者の所得()円	×	2.50%	➡ 円()円	➡	介護分の保険税計	
	均等割 世帯の加入者数()人	×	1人につき 12,000円	➡ 円()円		③	
	平等割 世帯につき計算		1世帯につき 6,000円	➡ □ 6,000円		限度額17万円	

※1 未就学児は均等割額（軽減対象の場合は軽減後の均等割額）の5割で計算します。

【軽減について】

均等割・平等割について世帯主（世帯主が被保険者でない場合も含む）及びその世帯の国民健康保険被保険者の所得金額の合計が判定基準以下の場合には、平等割・均等割が軽減されます。該当世帯には自動適用しますが、所得未申告の場合は適用になりません。

- ・7割軽減→基礎控除額43万円+10万円×（給与所得者等の数（※）－1）以下
- ・5割軽減→基礎控除額43万円+（30万5千円×国保加入者数）+10万円×（給与所得者等の数（※）－1）以下
- ・2割軽減→基礎控除額43万円+（56万円×国保加入者数）+10万円×（給与所得者等の数（※）－1）以下

※ 給与所得者等とは次の①～③に該当する方です。また、給与所得者等の数が1未満のときは1とします。

①給与収入55万円超の方 ②公的年金等の収入金額60万円超（65歳未満）の方

③公的年金等の収入金額110万円超（65歳以上）の方

※ 国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方（特定同一世帯所属者）がいる世帯は、基準となる所得金額にその方の所得を含めます。また、5・2割軽減の被保険数にその方の数を含めます。

※ 65歳以上で年金を受給されている方については、年金所得から15万円を控除した金額で判定します。

国民健康保険税については納期限内にお納めください。

納期限後の納付になりますと、延滞金を請求する場合があります。

●問い合わせ 市国保年金課 国民健康保険税係
 ☎22-2213 FAX22-2243